

住宅用地球温暖化対策設備等共同購入事業仕様書

この住宅用地球温暖化対策設備等共同購入事業仕様書（以下「仕様書」という。）は、「住宅用地球温暖化対策設備等共同購入事業」（以下「本事業」という。）において 取り組む業務内容を示すものであり、本事業を実施する事業者（以下「連携実施者」という。）は、この仕様書に定める事項について適正に履行すること。

I 事業の概要

（1）事業の概要

本事業は、連携事業者が購入希望者を募り、スケールメリットを活かした価格低減を促すこと等により、住宅用地球温暖化対策設備等の普及拡大を図る事業であり、本市は、市が有する広報媒体等を活用して、本事業に関する広報等の支援を行う。

（2）事業の流れ

連携事業者は、以下の事項を実施することで、購入希望者と施工事業者を仲介し、事業を円滑に実施する。

ア 連携事業者は、広告宣伝を行うことで購入希望者を募集する。

イ 連携事業者は、購入希望者数等を集約し、事前に設定した選定基準を満たした施工事業者に設置予想件数等の情報提供を行う。

ウ 連携事業者は、選定基準を満たした施工事業者を対象として、住宅用地球温暖化対策設備等の設置費用に関して入札を実施することで、安全及び確実かつ安価な価格で設置できる施工事業者を決定する。

エ 連携事業者は、施工事業者の決定後に、購入希望者に対し事前見積りを提示する。

オ 連携事業者は、施工事業者に対し、次の内容を実施させる。

- ・現地調査等の実施
- ・購入希望者に対する最終見積りの提示
- ・住宅用地球温暖化対策設備等の購入意思確認
- ・各種申請及び住宅用地球温暖化対策設備等の設置

カ 連携事業者は、施工事業者の工事が妥当なものか確認するため、状況調査等により施工管理を行う。

（3）実施期間

共同購入の実施期間は、協定締結の日から令和 8 年 3 月 31 日（火）までとする。

ただし、本市と締結する協定の有効期間が延長された場合は、その期間による。

(4) 事業の実施時期（目安）

購入希望者の募集開始	令和7年5月頃
施工事業者の決定	令和7年6月頃
購入希望者の募集終了	令和7年8月頃
購入希望者への購入意思の確認締切	令和7年9月頃
太陽光発電設備の設置工事期限	令和8年6月末

※ 設置工事期限は、西尾市住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金を活用する場合は、3月10日までに工事完了、必要書類の提出が条件であるため、2月までとしているが、補助金を活用しない場合はこの限りではない。

※ 再生可能エネルギー固定価格買取制度においては、令和7年度中に事業計画の認定を取得可能なスケジュールとすること。

2 業務内容

下記の内容について、協議の上、決定及び実施するものとする。

(1) 実施体制の構築及び統括責任者等の選任

ア 協定締結後、速やかに業務の履行に必要な人員を確保し、業務を実施すること。

イ 業務の実施に当たっては、統括責任者を選任すること。統括責任者は、業務管理について責任を負える者とする。

ウ 連携事業者により選定された施工事業者及び住宅用太陽光発電設備等の購入希望者からの問合せや苦情対応を行う窓口（以下「コールセンター」という。）においては、各々において業務責任者を選任すること。

エ 施工事業者が行う設置業務に対して、その施工状況を確認し、施工検査を行う業務責任者を選任すること。業務責任者は、その安全性、確実性を担保する必要があることから、専門的な知見を有する者とする。

オ 実施体制について、統括責任者、業務責任者及び担当者等の人員体制を記載した実施体制表を本市へ提出すること。（任意様式）

(2) 業務実施スケジュールの作成

業務実施スケジュールを業務開始前までに作成し、本市に提出すること。

(3) 事業計画の策定事業計画の策定

協定締結後、速やかに事業計画を策定し、市に提出すること。

(4) 購入希望者へのプラン作成及び見積書の提出

ア 共同購入において募集する太陽光発電設備等の導入メニューは以下のものを含むものとする。

(a) 太陽光発電設備の単体導入

(b) 太陽光発電設備と蓄電システムの同時導入

(c) 蓄電システムの単体導入

※太陽光発電設備及び蓄電池の価格をもって入札順位を決定する。HEMS、充給電設備、V

2H等、購入希望者のニーズに応じたオプション製品を同時購入出来るように設定し、市場価格同等以下で販売することとし、入札対象製品としては取り扱わないこととする。

イ 導入する太陽光発電設備等については、以下の条件を満たすこと。

- (a) 太陽光発電設備においては、太陽光モジュールの公称最大出力合計値、又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか小さい方が10kW未満のものとする。
- (b) 太陽光発電設備の設置箇所や施工方法については、本市における気象条件、建築事情、太陽光パネルによる反射光の影響等を考慮の上、決定すること。
- (c) 蓄電システムは、災害（停電）時に宅内給電へ切り換える機能を有するものとする。また、パワーコンディショナーは、単機能又はハイブリッドタイプとすること。（既設太陽光発電設備において、ハイブリッドタイプのパワーコンディショナーに取り換える場合は、既設太陽光発電設備に影響を与えないよう逆流防止措置等を考慮すること。）

エ 購入希望者の屋根の情報等により作成した事前見積を購入希望者へ無料で提示すること。

なお、事前見積は、購入希望者が一般的な購入費用と容易に比較し、購入の判断ができるよう配慮すること。

オ 契約内容等について、施工事業者から十分に情報提供を行い、購入希望者へ最終的な購入意思の確認をさせること。

カ 購入を決めた購入希望者と施工事業者との間で、契約が円滑に行われるよう、必要なサポートを行うこと。

キ 施工事業者は導入希望者との折衝時に混乱を招かないよう、西尾市住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金について適切に説明を行うこと。

(5) 購入希望者の募集

ア 購入希望者の募集については、2か月以上の期間行うこと。

イ 募集方法については、協定事業者が用意するウェブサイトによる方法や郵送による方法等多くの購入希望者を募ることができる方法とすること。

(6) 広告宣伝

ア 広告宣伝の内容については、市と協議して決定するものとする。

イ 連携事業者が行う広告宣伝に係る費用は、連携事業者の負担とすること。

ウ 購入希望者及び施工事業者の募集にあたっては、連携事業者が用意するウェブサイト等においても広報を行うこと。

エ 連携事業者は、広報用の資料等を本市に提供し、本市が行う広報に協力するものとする。

オ 報道機関等の取材申し込みがあった場合は、原則として事前に市の了解を得ること。

(7) ホームページの構築及び運用

ア 本事業に係るWebサイトの構築、運用及びメンテナンスを行うこと。

イ Webサイトの構築、運用及びメンテナンスを行う場合は、万全のセキュリティ対策を講じること。

ウ Webサイトについて、アクセス元の広告・宣伝媒体を把握できるよう構築するものとし、アクセス状況等を市に報告すること。

(8) 施行事業者の募集及び選定

ア 入札要件を設定し、設定した入札参加要件に基づき、施工事業者を募集すること。なお、連携事業者は、施工事業者として入札に参加できないものとする。

イ 入札参加要件の詳細については、市と協議のうえ、決定すること。

ウ 入札参加要件を満たした施工事業者により入札を行い、最も安価な入札を行った事業者を施工事業者として選定すること。

エ 入札価格については、施工費、電力会社や国に対する申請費及びその他諸経費を含む工事に係る一切の費用を含むものとする。

オ 施工事業者選定の入札参加要件には、次の内容を含めること。

(a) 建設業許可における電気工事業の許可を取得していること。

(b) 経営実績が健全であること。

(c) 契約履行能力が十分であること。

(d) 施工瑕疵責任に関する保険に加入していること。(生産物賠償責任保険等)

(e) 施工に関する損害への保険に加入していること。(工事保険等)

(f) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下 同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

(g) 関係法令(労働安全衛生法、建築基準法、電気事業法及び電気工事士法等を遵守すること。

カ 施工事業者選定の入札の結果については、速やかに市へ報告し、公表すること。

キ 施工事業者との間で、本事業を遂行するために必要な事項を定めた契約を締結すること。
また、契約書には次の内容を明記すること。

(a) 設置工事期限について

(b) 個人情報保護について

(c) 関係法令の遵守について

(d) 事業実施者と施工事業者間の責任の区分について

ク 施工に関する苦情やトラブル等が発生した場合は、施工事業者に誠意をもって対応させるとともに、苦情やトラブル等が発生した日時、場所、内容等を記録し、連携事業者へ報告することとし、必要に応じて、連携して対応すること。

ケ 施工に関する苦情やトラブル等が発生した場合は、速やかに市へ報告すること。

コ 施工事業者から、役員等が暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でない旨の誓約書を受領すること。

サ 施工事業者には、機器の引き渡し時において、取扱い(通常時・停電時)、保守点検・故障の際の対応、廃棄に関する説明を行わせること。

シ 事業に伴う責任は、連携事業者又は施工事業者が負うものとし、市は負わないものとする。

(9) 住宅用地球温暖化対策設備等の施工及び検査

- ア 連携事業者は、住宅用地球温暖化対策設備等を安全かつ確実に設置するため、施工事業者が行う設置業務に対して、その実施状況を確認し、問題等がある場合は指導等を行うこと。
- イ 施工事業者には、業務の実施に当たって業務責任者を選任させること。
- ウ 施工事業者には、工事を監理する者として、下記の条件を満たす者を選任させること。
 - (a) 建設業法における電気設備に関する主任技術者の資格を有すること。
 - (b) 住宅用地球温暖化対策設備等の施工業務に従事した経験があること。
 - (c) 住宅用地球温暖化対策設備等の知識を有すること。
 - (d) 業務の実施について専門的な知見を有すること。

(10) 問合せ対応

- ア 購入希望者からの問合せに対し、迅速かつ適切に対応するため、コールセンターの設置及び運用を行うこと。
- イ 本事業に関する 問合せ及び苦情については、全てコールセンターで対応すること。
- ウ 購入希望者からの問合せ又は苦情が発生した日時、場所、内容等を記録し、市へ報告すること。
- エ コールセンターで問合せ及び苦情へ対応する者へ業務研修を行うこと。
- オ 業務マニュアル及び質疑応答集を作成すること。
- カ 市に対して問合せ又は苦情があった場合は、速やかにコールセンターへ対応引き継ぐこととする。

(11) アンケート調査の実施

- ア 購入者を対象としたアンケート調査票の作成、回収及び集計を行うこと。
- イ アンケートの内容については、事前に県と十分な調整を行い決定すること。また、アンケートの回収率を上げる取組を実施すること。

(12) リスク管理

本事業の実施に伴い、連携事業者の責めに帰すべき事由において発生したリスクについては、連携事業者が責任を負うこととし、連携事業者は、そのリスクに対して未然防止を図り、適切に対処すること。なお、施工事業者の責に帰すべき事由により発生するリスクについては、施工事業者が責任を負うこととし、連携事業者は施工事業者にその旨を説明するとともにリスクに対して未然防止を図り、適切に対応するよう指導すること。

3 実績報告書等の提出等

連携事業者は、本事業の成果物として協定期間満了日までに、次の事業成果物を市に提出するものとする。

- ア 実績報告書（以下の内容を記載すること）
 - ・導入希望者数及び契約数

- ・ 契約した太陽光発電設備の合計容量
- ・ 契約した太陽光発電設備等のメニュー内訳
- ・ 広報の実績
- ・ 工事完了報告等の事業の実施状況等
- イ アンケート等の集計結果
- ウ チラシ等の広報に係る作成物及びその電子データ

4 その他

- (1) 共同購入に係る計画に変更が生じた場合は、速やかに本市に報告し、本市と連携事業者が協議した上で決定すること。
- (2) 本市から共同購入の進捗状況等について問い合わせがあった場合は、報告すること。
- (3) 連携事業者は、関係法令を遵守し誠実に業務を履行すること。
- (4) 連携事業者は、購入希望者及び施工事業者募集の際に次の事項について明示すること。
 - ア 連携事業者は、本市を代理する権限を有するものでないこと。
 - イ 本市が連携事業者の資力・信用を保証するものではないこと。
- (5) 連携事業者は、共同購入に係る業務を行うにあたり、相手方から知り得た情報について、本事業実施期間中及び本事業完了後を問わず、第三者に漏洩してはならない。ただし、本市に対して情報公開請求があった場合及び事前に相手方の承諾を得た場合においては、この限りではない。
- (6) その他、仕様書の内容等について疑義が生じた場合や、共同購入に係る業務の遂行上必要と認められるもので仕様書にない事由等が発生した場合は、本市と協議した上で業務を進めること。